

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融農林水産省告示第二号）

改正案	現行
<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第四号イにおいて同じ。）の額及び相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。第九条第四項から第六項まで、同号イ及び第十八条第四項から第六項までにおいて同じ。）の額の合計額（当該合計額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）</p>	<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の額及び相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。第九条第四項から第六項まで、第十二条第一項第三号イ及び第十八条第四項から第六項までにおいて同じ。）の額の合計額（当該合計額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）</p>

ロ (略)

2～5 (略)

(自己資本の額)

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 評価・換算差額等(その他有価証券評価差額金(連結財務諸表

規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。)、繰延ヘッジ損益

(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。))及び土地再評

価差額金(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。))を

除く。)

三・四 (略)

2～5 (略)

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規

ロ (略)

2～5 (略)

(自己資本の額)

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

三・四 (略)

2～5 (略)

三・三 (略)

二・三 (略)

2～5 (略)

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規

制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（信用事業命令第十條第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二（略）

2 ～ 10（略）

11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12（略）

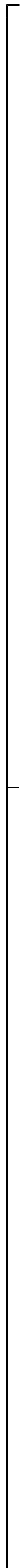
制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（信用事業命令第十條第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二（略）

2 ～ 10（略）

11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12（略）



○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融農林水産省告示第三号）

改正案	現行
<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第四号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（自己資本の額）</p> <p>第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、</p>	<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（自己資本の額）</p> <p>第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、</p>

次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 評価・換算差額等(その他有価証券評価差額金(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。)、繰延ヘッジ損益(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。))及び土地再評価差額金(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。))を除く。)

三・四 (略)

25 (略)

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額(第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において

次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

25 (略)

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額(第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において

<p>11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、<u>その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。</u></p> <p>12 (略)</p>	<p>同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等(令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八条第二項において同じ。)</p> <p>である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 10 (略)</p>
<p>11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、<u>評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。</u></p> <p>12 (略)</p>	<p>同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等(令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八条第二項において同じ。)</p> <p>である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 10 (略)</p>

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年 金 農林水産省告示第一号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（少数株主持分に係る経過措置）</p> <p>第五条 新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。</p> <p>表（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新漁協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる</p>	<p>附則</p> <p>（少数株主持分に係る経過措置）</p> <p>第五条 新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。</p> <p>表（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新漁協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる</p>

4
(略)
率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4
(略)
率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。